

基 発 0704 第 1 号
令 和 7 年 7 月 4 日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

いわゆる「スポットワーク」における適切な労務管理について（周知依頼）

平素から、労働基準行政の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、いわゆる「スポットワーク」については、労働者自身の都合に合わせて働くことができることのみならず、一時的な人手不足が生じた場合に迅速に募集できるなど、労働者及び事業主双方にとって利便性が高いことなどから、いわゆる「スポットワーク」の雇用仲介を行う事業者が提供するサービス（以下「雇用仲介アプリ」という。）の登録者数や利用者数は増加しています。

一方で、全国の労働基準監督署に、短時間・単発の就労を内容とする労働契約の下での働き方のうち、雇用仲介アプリを通じて働く労働者（以下「労働者」という。）からの賃金不払等の相談や申告が一定数寄せられています。

このため、今般、いわゆる「スポットワーク」における適切な労務管理を促すことや労働者と使用者のトラブル防止を目的として、使用者が労働関係法令を遵守するために留意すべき事項や労働者が注意すべき事項を別添リーフレットにまとめたところです。

つきましては、当該趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の企業に対し、別添リーフレットを配布するなどによりその内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

基 発 0704 第 1 号
令 和 7 年 7 月 4 日

日本商工会議所 御中

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

いわゆる「スポットワーク」における適切な労務管理について（周知依頼）

平素から、労働基準行政の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、いわゆる「スポットワーク」については、労働者自身の都合に合わせて働くことができることのみならず、一時的な人手不足が生じた場合に迅速に募集できるなど、労働者及び事業主双方にとって利便性が高いことなどから、いわゆる「スポットワーク」の雇用仲介を行う事業者が提供するサービス（以下「雇用仲介アプリ」という。）の登録者数や利用者数は増加しています。

一方で、全国の労働基準監督署に、短時間・単発の就労を内容とする労働契約の下での働き方のうち、雇用仲介アプリを通じて働く労働者（以下「労働者」という。）からの賃金不払等の相談や申告が一定数寄せられています。

このため、今般、いわゆる「スポットワーク」における適切な労務管理を促すことや労働者と使用者のトラブル防止を目的として、使用者が労働関係法令を遵守するために留意すべき事項や労働者が注意すべき事項を別添リーフレットにまとめたところです。

つきましては、当該趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の企業に対し、別添リーフレットを配布するなどによりその内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

基 発 0704 第 1 号
令和 7 年 7 月 4 日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

いわゆる「スポットワーク」における適切な労務管理について（周知依頼）

平素から、労働基準行政の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、いわゆる「スポットワーク」については、労働者自身の都合に合わせて働くことができることのみならず、一時的な人手不足が生じた場合に迅速に募集できるなど、労働者及び事業主双方にとって利便性が高いことなどから、いわゆる「スポットワーク」の雇用仲介を行う事業者が提供するサービス（以下「雇用仲介アプリ」という。）の登録者数や利用者数は増加しています。

一方で、全国の労働基準監督署に、短時間・単発の就労を内容とする労働契約の下での働き方のうち、雇用仲介アプリを通じて働く労働者（以下「労働者」という。）からの賃金不払等の相談や申告が一定数寄せられています。

このため、今般、いわゆる「スポットワーク」における適切な労務管理を促すことや労働者と使用者のトラブル防止を目的として、使用者が労働関係法令を遵守するために留意すべき事項や労働者が注意すべき事項を別添リーフレットにまとめたところです。

つきましては、当該趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の企業に対し、別添リーフレットを配布するなどによりその内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

基 発 0704 第 1 号
令和 7 年 7 月 4 日

全国商工会連合会 御中

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

いわゆる「スポットワーク」における適切な労務管理について（周知依頼）

平素から、労働基準行政の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、いわゆる「スポットワーク」については、労働者自身の都合に合わせて働くことができることのみならず、一時的な人手不足が生じた場合に迅速に募集できるなど、労働者及び事業主双方にとって利便性が高いことなどから、いわゆる「スポットワーク」の雇用仲介を行う事業者が提供するサービス（以下「雇用仲介アプリ」という。）の登録者数や利用者数は増加しています。

一方で、全国の労働基準監督署に、短時間・単発の就労を内容とする労働契約の下での働き方のうち、雇用仲介アプリを通じて働く労働者（以下「労働者」という。）からの賃金不払等の相談や申告が一定数寄せられています。

このため、今般、いわゆる「スポットワーク」における適切な労務管理を促すことや労働者と使用者のトラブル防止を目的として、使用者が労働関係法令を遵守するために留意すべき事項や労働者が注意すべき事項を別添リーフレットにまとめたところです。

つきましては、当該趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の企業に対し、別添リーフレットを配布するなどによりその内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。